

## 令和4年第7回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和4年度高松市一般会計補正予算（第9号）

現計予算額	176,019,765千円
補正額	1,685,333千円
補正後	177,705,098千円

### 2 令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	42,468,984千円
補正額	3,011千円
補正後	42,471,995千円

### 3 令和4年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	6,793,561千円
補正額	1,000千円
補正後	6,794,561千円

### 4 令和4年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	20,065,315千円
補正額	1,840,153千円
補正後	21,905,468千円

### 5 令和4年度高松市病院事業会計補正予算（第3号）

現計予算額	11,810,622千円
補正額	67,116千円
補正後	11,877,738千円

### 6 令和4年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	19,981,452千円
補正額	112,536千円
補正後	20,093,988千円

7 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの  
 (1) 令和4年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

（公布の日から施行  
 (1)はR4. 12. 1  
 から適用  
 (2)はR5. 4. 1か  
 ら施行

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の162.5
12月期	100分の162.5	→	100分の167.5 (100分の5)
年 間	100分の325	→	100分の330 (100分の5)

(2) 令和5年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の165 (100分の2.5)
12月期	100分の167.5	→	100分の165 (△100分の2.5)
年 間	100分の330	→	100分の330

8 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

（公布の日から施行  
 (1)はR4. 12. 1  
 から適用  
 (2)はR5. 4. 1か  
 ら施行

(1) 令和4年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の162.5
12月期	100分の162.5	→	100分の167.5 (100分の5)
年 間	100分の325	→	100分の330 (100分の5)

(2) 令和5年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の165 (100分の2.5)
12月期	100分の167.5	→	100分の165 (△100分の2.5)
年 間	100分の330	→	100分の330

## 9 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

〔R5. 4. 1から施行〕

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、本市における個人情報に関する事務が令和5年4月1日から同法の適用対象となることに伴い、同法の規定の範囲内で許容された本市独自の保護措置を定める等のため制定するもの

- (1) 趣旨について定めるもの
- (2) 定義について定めるもの
- (3) 改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）第75条第5項の規定に基づく帳簿の作成等について定めるもの
- (4) 開示請求書の記載事項について定めるもの
- (5) 開示決定等の期限について定めるもの
- (6) 開示決定等の期限の特例について定めるもの
- (7) 開示請求に係る手数料等について定めるもの
- (8) 高松市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めるもの
- (9) 運用状況の公表について定めるもの
- (10) 委任について定めるもの
- (11) 高松市個人情報保護条例の廃止
- (12) 高松市情報公開条例の一部改正
  - ア 改正法の規定と整合するよう、公開義務となる情報、公開決定等の期限等について、所要の規定整備をするもの
- (13) 高松市自治基本条例の一部改正
  - ア 個人の権利利益を保護するためのその根拠を、「条例」から改正法及び改正法の施行に関し必要な事項を定めるため法律施行条例（以下「法施行条例」という。）等を含んだ「法令等」に改めるもの
- (14) 高松市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
  - ア 高松市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を廃止し、高松市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に審議会の機能を持たせることに伴い、審査会の設置の目的を見直し、「本市の保有する行政文書の公開を適正に実施し、及び個人情報の適正な取扱いの確保並びにその円滑な運営を推進するため」とするもの
  - イ (14)アに伴い、審査会の所掌事務について定めるもの
  - ウ 所要の規定整備をするもの
- (15) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 特別職の職員の報酬額等を定める表から個人情報保護審議会委員に支給する報酬額及び旅費額の規定を削るもの

10 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定し、及び会計年度任用職員の給料等について職員の改定内容に鑑み改定するため、改正するもの

公布の日から施行  
 (1)ア、(2)アは公布の日から施行しR4. 4. 1から適用  
 (1)イ、(2)イは公布の日から施行しR4. 12. 1から適用  
 (3)アはR5. 1. 1から施行  
 (2)ウ、(3)イはR5. 4. 1から施行

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(再任用職員以外の職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の95	→	100分の95
12月期	100分の95	→	100分の105 (100分の10)
年 間	100分の190	→	100分の200 (100分の10)

(再任用職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の45	→	100分の45
12月期	100分の45	→	100分の50 (100分の5)
年 間	100分の90	→	100分の95 (100分の5)

(2) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表を次のとおり引上げ改定するもの

現 行			改正後	
号 給	給 料 月 額	→	号 給	給 料 月 額
1	375,000円	→	1	376,000円

イ 令和4年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の162.5
12月期	100分の162.5	→	100分の167.5 (100分の5)
年 間	100分の325	→	100分の330 (100分の5)

ウ 令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の162.5	→	100分の165 (100分の2.5)
12月期	100分の167.5	→	100分の165 (△100分の2.5)
年 間	100分の330	→	100分の330

(3) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の127.5	→	100分の132.5 (100分の5)
12月期	100分の127.5	→	100分の132.5 (100分の5)
年 間	100分の255	→	100分の265 (100分の10)

(4) 高松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

ア 令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の95	→	100分の100 (100分の5)
12月期	100分の105	→	100分の100 (△100分の5)
年 間	100分の200	→	100分の200

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の45	→	100分の47.5 (100分の2.5)
12月期	100分の50	→	100分の47.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の95	→	100分の95

## 11 高松市職員退職手当支給条例等の一部改正について

〔公布の日から施行〕

国において非常勤職員等に対する国家公務員退職手当法の適用要件が緩和されたことを踏まえ、本市の職員以外の者を職員とみなして退職手当を支給する要件を緩和するため、改正するもの

(1) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正

ア 職員以外の者を職員とみなしてこの条例による退職手当の規定の適用を受ける要件について、その勤務日数は原則として18日以上の日数としていることに加え、1月間の日数が20日に満たない場合にあつては、20日と当該日数の差に相当する日数を、18日から減じた日数（以下「職員みなし日数」と総称する。）とするもの

イ 失業者の退職手当の算定において、職員としての勤続期間の前に、勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるものであつた者であつたことがあるものについては、当該期間を勤続期間に含むものとするもの

(2) 高松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

ア 高松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例第3条中高松市職員退職手当支給条例第2条の改正規定について、所要の規定整備をするもの

## 12 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

〔R5. 1. 1から施行〕

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員  
員会勧告に鑑み改定するため、改正するもの

- (1) 給料表を引上げ改定するもの

## 13 高松市学校条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

社会福祉法人四恩の里若竹学園内に設置している高松市立下笠  
居小学校及び高松市立下笠居中学校の各施設内学級を当該各校の分校とするため、改正するもの

- (1) 学校の名称及び所在を定める表に高松市立下笠居小学校五色台分校及び高松市立下笠  
居中学校五色台分校の名称及び所在を追加するもの

## 14 公の施設の指定管理者の指定について

高松市やすらぎ苑の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社五輪
- (2) 指定の期間 R5. 4. 1～R10. 3. 31

## 15 公の施設の指定管理者の指定について

高松市屋島ファミリーホームの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 社会福祉法人未知の会
- (2) 指定の期間 R5. 4. 1～R10. 3. 31

## 16 公の施設の指定管理者の指定について

高松国分寺ホールの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体
- (2) 指定の期間 R5. 4. 1～R10. 3. 31

## 17 工事請負契約について

香南小学校校舎等改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 1,413,500,000円
- (3) 契約の相手方 高岸・エヌケー・富田特定建設工事共同企業体

## 18 工事請負契約について

香南小学校校舎等改築に伴う機械設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 196,416,000円
- (3) 契約の相手方 浦川設備興業株式会社

## 19 字の区域の変更について

香南町西庄における農業基盤整備促進事業（ほ場整備事業）西庄北部地区の施行に伴い、字の区域を変更するもの

## 20 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道9路線を認定するもの

- ・多賀町20号線ほか8路線

## 21 路線の変更について

香川県の砂防ダム事業の実施によりその区間が県の事業の区域に含まれることとなること、及び寄附採納により付替え道路が新たに整備されることに伴い、市道2路線をそれぞれ変更するもの

- ・岡本町49号線
- ・天神前102号線

## 22 公有水面埋立てに関する意見について

高松市朝日町四丁目地先の公有水面を製造業用地等として埋め立てることについて、意見を述べるもの